

# 令和8年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定要領

## 1 目的

この要領は、令和8年度大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業選定委員会設置要領に基づき実施する大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業の選定について必要な事項を定める。

## 2 書面による事前審査の実施

全応募事業の中から、以下の基準により、事務局の職員により書面による事前審査を行う。

書面による事前審査の結果、以下の項目に問題があると判断した場合は、不採択とする。

- (1) 人権侵害につながるおそれがあると判断される場合。
- (2) 命の大切さ、がん検診の重要性などについて、誤った観念を抱かせている場合。
- (3) 収支計画において、実現困難と判断される場合。
- (4) 過去に3回以上採択された団体等において、過去の採択内容と同内容であり、新しい視点や発想が欠如していると判断される場合。

## 3 書類審査及び面接（プレゼンテーション）審査の実施

事前審査に合格した事業について、選定委員会を開き、委員は応募者の申請書類及び面接（プレゼンテーション）の内容を次の評価基準に基づき採点する。

評価項目	評価の観点	評価基準（100点満点）
モデル性	がん対策事業のモデル的な取組みとなりうるか	(各項目)
新規性	がん対策の推進において新しい視点や発想があるか	(評価点) 優れている 20点
実現可能性	事業実施の体制が構築されているか 予算的な問題はないか	やや優れている 16点 普通 12点
向上性	1 がん対策への貢献又は活性化につながるか	やや劣っている 8点 劣っている 4点 非常に劣っている 0点
	2 応募事業への意欲	優れている 10点 普通 6点 劣っている 4点 非常に劣っている 0点
過去の助成状況	過去の助成	なし 10点 1回 6点 2回以上 4点

## 4 選定

委員の採点の集計結果を勘案し、委員の合議により当該事業の補助対象となる応募団体を選定する。

但し、各委員の採点した評価点の合計を、採点した委員数で除した平均点が60点未満の場合は、採択しないことがある。

## 5 選定結果

選定結果については、後日書面にて該当団体に通知するとともに、大阪府ホームページで公表する。

## 6 附則

この要領は、令和8年4月22日から適用する。